令和8年度学校警備員（登録者）（会計年度任用職員）募集要項

1 職名

学校警備員（登録者）

2 募集期間

採用予定日	募集期間
令和9年1月1日	令和8年11月16日（月曜日）～令和8年11月27日（金曜日）

3 募集方法

目黒区ウェブサイトへの募集記事掲載

4 募集人数

5名程度

5 選考方法

書類審査・作文・面接

○第一次選考　書類審査・作文

○第二次選考　面接（第一次選考合格者のみ。おおむね募集締切り翌月上旬）

6 応募資格

資格・国籍・年齢の要件は設けていません。

（国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた。）

なお、下記（1）～（4）のいずれかに該当するかたは受験できません。

（1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（4）現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める労働時間（1日8時間又は週40時間）を上回ることとなる者

また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。

7 職務内容

区立小中学校に所属する学校警備員が休暇取得等のため勤務しないときに、代わりに学校警備業務に従事します。機械警備校の警備及び来校者の応対など、学校長の指揮監督に基づき、概ね次のような業務を行います。

① 火災、風水害、盗難等の事故防止、発見及び警戒等必要な措置
② 漏水、漏電、ガス漏れ等学校内施設・設備の破損等に対する必要な措置
③ 校舎、プール等学校施設内への無断立ち入り者への適切な措置
④ 来校者や電話による用件に対する適切な処理
⑤ 学校施設利用者・団体に対する必要な処理
⑥ 工事・修理・清掃等業者への必要な処理
⑦ 郵便物、教材具等物品の収受及び保管
⑧ 防災にかかわる必要な措置
⑨ 機械警備システムに必要な措置
⑩ その他教育環境の保全、児童・生徒の安全に必要な措置

なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範

囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。

8 職務系又は職種

技能系

9 雇用期間

各採用予定日から令和9年3月31日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

10 勤務日数

年120日以内

採用予定日	勤務日数
令和9年1月1日	令和9年3月31日までのうち30日以内

※随時、勤務の必要が生じた学校から、登録者に勤務依頼の連絡をします。登録されている場合でも必ず勤務があるものではないことをあらかじめご承知おきください。

11 勤務時間

(1)平日型(月曜日～金曜日、学校行事日等)の勤務時間

午後3時30分から午後9時30分まで(休憩時間1時間　実勤務時間5時間)

(2)土日型(土曜日・日曜日、祝日、学校行事の振替休業日等)の勤務時間

午前8時30分から午後9時30分まで(休憩時間1時間30分　実勤務時間11時間30分)

(3)休憩時間

休憩時間の割振りについては、学校長が定めます。勤務の性質上、 休憩時間中も学校を離れることはできません。

12 勤務場所

区立小学校・中学校

なお、区立小学校・中学校は、敷地内全面禁煙です。周辺道路を含めて喫煙することはできません。

※勤務依頼のあった各学校で勤務します。初めて勤務する学校では、事前に業務内容の説明等を受けていただく場合がありますが、この場合の報酬等は支払われません。

13 報酬額等

時給約1，509円(地域手当相当額を含む。)

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額等を支給します。

報酬の支給日は、毎月15日(実績払い)です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

14 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定(信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等)が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

15 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法または特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

16　社会保険等の適用

随時勤務かつ年間平均の週勤務時間が20時間未満と見込まれるため、厚生年金、健康保険、雇用保険の適用はありません。

17　応募方法

(1)提出書類

ア　履歴書(6月以内の撮影写真添付)

イ　作文

・テーマ　「学校警備員(登録者)としてどのように働くか」

・文字数　800字程度

・400字詰め原稿用紙を使用

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(2)提出期限

「2　募集期間」に記載の期間内必着

(3)提出方法

封筒に「学校警備員(登録者)」と明記し、履歴書と作文を、教育政策課教育人事係へ郵送又は持参してください。

18　特記事項

本業務へ従事するに当たっては、令和8年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

19　郵送先・問い合わせ先

郵便番号153－8573

目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区教育委員会事務局　教育政策課　教育人事係

電話番号　03－5722－9303(直通)

受付時間　月曜日から金曜日　午前8時30分から午後5時00分まで

以　　上

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。